

中泊町農業委員会会議録

平成30年11月9日

中泊町農業委員会

平成30年度 中泊町農業委員会 11月定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月9日（金） 13時30分～14時30分

2. 開催場所 中泊町役場 小会議室1

3. 出席委員（15人）

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
	3番	工藤 輝雄	4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦	10番	成田 誠
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員（0人）

委 員				
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第19号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第20号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

議案第21号 農地法第3条許可取消願いについて

第4 【議案】

議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第23号 中里農業振興地域整備計画の変更案について

議案第24号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局長 竹谷 覚

係長 古川 英樹

主幹 打越 賢一

主幹 三上 晋一

7. 会議の概要

事務局

ただいまから、平成30年度中泊町農業委員会11月定例総会を開会いたします。

ただいまの、出席委員数は15名中15名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については松坂会長にお願いいたします。

はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。

会長

本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

議長

これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。

会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

異議ないようですので、私から指名いたします。

議事録署名委員には、1番澤田委員と2番大川委員の2名を指名いたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の打越主幹と三上主幹を指名いたします。

◎報告第19号

議長

それでは、日程第3の報告第19号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局

3ページをお開き下さい。報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。
平成30年11月9日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の賃貸借の合意解約は、2件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告19号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので、報告第20号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第20号

事務局

8ページをお開き下さい。報告第20号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成30年10月実施分)の結果について、次のとおり報告する。
平成30年11月9日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧下さい。10月分の農地移動あっせん申し出は6件ございました。内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第20号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので、報告第21号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第21号

事務局

10ページをお開き下さい。報告第21号「農地法第3条許可取消願について」農地法第3条許可の取消願について、次のとおり報告する。平成30年11月9日提出 中泊町農業委員会会長。

事務局

次のページをご覧下さい。平成27年5月26日付で農地法第3条の規定による許可申請書を売買目的で提出し、平成27年6月9日付指令第27-8号で承認されましたが、双方の協議の結果、取消申請をしたものです。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第21号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第22号

議長

議案第22号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

14ページをお開き下さい。議案第22号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第3条第1項の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成30年11月9日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第22号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

松田委員

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められません。

以上ご報告いたします。

議長

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号35番から38番の4件ございました。内訳は、売買が2件、農地移動適正化あっせん事業による売買が2件となっております。

15ページをお開きください。受付番号35番は、大沢内字二タ見地内の1筆の畑846平方メートルの売買です。譲受け人は譲渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受け人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。16ページをご覧ください。受付番号36番は、宮野沢字袴腰山地内ほか10筆の畑14,441平方メートルの売買です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号37番は、田茂木字若宮地内の2筆の田5,365平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号38番は、田茂木字若宮地内の7筆の田9,393平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号35番から38番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第22号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第23号

議長

それでは次に議案第23号「中里農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

20ページをお開き下さい。議案第23号「中里農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので意見を求める。平成30年11月9日提出中泊町農業委員会会長。

議長

それでは本案について、現地調査した委員から報告をお願いします。

松田委員

14番、松田です。
それでは報告いたします。
去る11月1日、私と木村委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
本議案の案件は2件ございます。いずれも町、農業振興地域整備計画の変更で農用地区域からの除外についてであります。

受付番号30の1番は、薄市宇花持地内の国道339号の西側に面した1筆の田で面積は717㎡です。

事業目的は、風力発電事業に伴う変電所建設で事業計画者は、●●●●字●●●●に事務所を置く、●●●●株式会社であります。

申請地は、10ha以上の集団農地の外縁部に位置しており、転用行為により周辺農地への支障を及ぼす恐れはなく、かつ公益性が高いと認められる事業であることから農振農用地区域からの除外について問題ないものと考えられます。

次に受付番号30の2番は、町営尾別牧場の用地を国へ返還することに伴う農用地区域からの除外についてであります。

尾別牧場は平成11年度から休牧状況にあり、今後も活用する計画がないことから、農振農用地区域からの除外について問題ないものと考えられます。以上で報告を終わります。

議長

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

はい、それではご説明いたします。

受付番号30の1番は、中泊町役場から北へ約6km、町立内潟公民館より北西350mほどの距離にある、薄市集落の西側を南北に縦断する国道339号薄市バイパス、新薄市橋より北へ70mほど下った、集団農地の外縁部に位置する国道沿いの、田であります。

農地区分としては、良好な営農条件を備えている、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地、運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のaと判断いたしました。

農振農用地区域からの除外の目的は、中泊風力発電事業に係る変電所設備の設置であります。

農水省が定める農地転用の許可基準としては、第1種農地の場合は原則不許可であります。不許可の例外規定がありまして、例えば公益性が高いと認められる事業、すなわち土地収用法該当事業などでありまして、これらに該当する場合は例外的に許可することが可能となっております。

本除外申請に係る変電所設備の建設については、土地収用法該当事業である電気事業法の中の「発電事業の用に供する電気工作物」に該当することから、不許可の例外規定を適用することが可能となっております。

これらのことから、一般基準、例えば計画面積の妥当性、資力、周辺農地に係る営農条件への支障など許可できない場合以外は、許可することができるものであります。

以上ご説明したとおり、変電所設備の設置は第1種農地でも農地転用許可基準のすべてを満たした場合、許可が可能なることから、今回の中里農業振興地域整備計画の変更案(農用地区域からの除外)については、問題ないものと考えられます。

次に受付番号30の2番は、町営尾別牧場用地を国へ返地、返還するため農用地区域から除外する内容となっております。

尾別牧場建設における経緯といたしましては、昭和55年国有林の一部を借り受け国の補助事業を活用し牧場を建設整備したものであります。

国の補助事業を活用するには、農業振興地域整備計画の農用地区域、用途区分が採草放牧地として指定されていることが申請する際の前提条件となっていることから当時、農振農用地区域に編入し現在に至っております。しかしながら、飼育者の高齢化や牛の価格低下など様々な社会的要因が重なり、平成11年度から休牧状態となって現在に至っている状況であります。

このようなことから、尾別牧場用地を所有者の国に返地するに当たり農業振興地域整備計画から除外し農振白地に変更した上で返地するとの内容であるため、問題ないものと考えられます。

以上、中里農業振興地域整備計画変更案についての説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第21号について、異議ない旨決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第23号は異議ない旨決定いたしました。

議長

議案第24号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

31ページをお開き下さい。議案第24号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成30年11月9日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。平成30年11月6日付け中農政第184号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

34ページから36をご覧ください。申請内容は、所有権移転が6件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が2件と、公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が4件となっております。

34ページをお開きください。受付番号31番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は5,064㎡です。売買価格は126万6千円です。対価の支払い期限は平成30年11月29日を予定しております。

受付番号32番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地5筆、地目は田、面積は13,429㎡です。売買価格は671万円です。対価の支払い期限は平成30年11月15日を予定しております。

35ページをお開きください。受付番号33番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は2,032㎡です。売買価格は40万6千円です。対価の支払い期限は平成30年11月29日を予定しております。

受付番号34番は、あおり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮農地6筆、地目は田、面積は4,000㎡です。売買価格は80万円です。対価の支払い期限は平成30年11月29日を予定しております。

36ページをお開きください。受付番号35番は、あおり農林業支援センターの買入です。関係農地は、富野字千歳、同所字沖津、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は12,942㎡です。売買価格は420万円です。対価の支払い期限は平成30年11月29日を予定しております。

受付番号36番は、あおり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮農地8筆、地目は田、面積は25,153㎡です。売買価格は750万円です。対価の支払い期限は平成30年11月29日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

事務局

50ページから54ページをご覧ください。今月の利用権設定は新規が3件、再設定が6件で面積は再設定、新規合わせて97,926平方メートルです。

50ページをお開きください。受付番号65番は再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」12,426平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10aあたり35,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号66番も再設定で、設定する農地は豊岡地内の8筆の「田」20,387平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10aあたり40,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

51ページをお開きください。受付番号67番も再設定で、設定する農地は豊岡地内の7筆の「田」20,663平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10aあたり40,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号68番も再設定で、設定する農地は豊岡地内の1筆の「田」494平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10aあたり40,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

52ページをご覧ください。受付番号69番も再設定で、設定する農地は深郷田地内の3筆の「田」2,185平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号70番も再設定で、設定する農地は薄市地内の2筆の「田」3,244平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号71番も再設定で、設定する農地は大沢内地内の9筆の「田」12,327平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

53ページをお開きください。受付番号72番は新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の3筆の「田」9,273平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

54ページをご覧ください受付番号73番も新規の設定で、設定する農地は今泉地内の2筆の「田」3,233平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米2俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号74番も新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の4筆の「田」13,694平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

続いて57ページから62ページをご覧ください。農地中間管理機構の借入れ12件で、設定する面積が137,634平方メートルです。 それでは順次ご説明します。

57ページをお開きください。受付番号機構-6番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字甘木地内の7筆の「田」7,032平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構-7番も新規の設定で、設定する農地は豊岡字三笠地内の6筆の「田」14,179平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の工事費は地主負担、水利費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

58ページをご覧ください。受付番号機構-8番も新規の設定で、設定する農地は豊岡字三笠地内の2筆の「田」7,005平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の工事費は地主負担、水利費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構-9番も新規の設定で、設定する農地は富野字沖津地内ほか8筆の「田」22,198平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり25,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

59ページをお開きください。受付番号機構-10番も新規の設定で、設定する農地は豊岡字三笠地内の2筆の「田」4,645平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の工事費は地主負担、水利費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

60ページをご覧ください。受付番号機構-11番も新規の設定で、設定する農地は豊岡字三笠地内の2筆の「田」6,392平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の工事費は地主負担、水利費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構-12番も新規の設定で、設定する農地は豊岡字片岡地内の1筆の「田」15,685平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の工事費は地主負担、水利費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構-13番も新規の設定で、設定する農地は福浦字若野浦地内の1筆の「田」14,663平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の工事費は地主負担、水利費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

61ページをお開きください。受付番号機構-14番も新規の設定で、設定する農地は宮川字霞地内の1筆の「田」4,013平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の工事費は地主負担、水利費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構-15番も新規の設定で、設定する農地は豊岡字若松地内ほか1筆の「田」12,251平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の工事費は地主負担、水利費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構-16番も新規の設定で、設定する農地は福浦字浦島地内ほか2筆の「田」7,244平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の工事費は地主負担、水利費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

62のページをご覧ください。受付番号機構-17番も新規の設定で、設定する農地は福浦字若野浦地内の5筆の「田」22,327平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の工事費は地主負担、水利費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第24号は原案のとおり決定いたします。

議 長

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局

報告・協議事項について

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議 長

それでは、以上をもちまして、平成30年度中泊町農業委員会11月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年11月9日

農 業 委 員 会
会 長

(松坂 龍美)

署 名 委 員

(澤田 健吾)

署 名 委 員

(大川 勝仁)